

令和 8 年度
大垣市予算書

目 次

1. 令和8年度大垣市一般会計予算	1
2. 令和8年度大垣市公共用地先行取得事業会計予算	1 3
3. 令和8年度大垣市国民健康保険事業会計予算	1 5
4. 令和8年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算	1 9
5. 令和8年度大垣市後期高齢者医療事業会計予算	2 1
6. 令和8年度大垣市介護保険事業会計予算	2 3
7. 令和8年度大垣市公設地方卸売市場事業会計予算	2 7
8. 令和8年度大垣市駐車場事業会計予算	3 1
9. 令和8年度大垣市競輪事業会計予算	3 5
10. 令和8年度大垣市牧田財産区会計予算	3 9
11. 令和8年度大垣市一之瀬財産区会計予算	4 1
12. 令和8年度大垣市時財産区会計予算	4 3
13. 令和8年度大垣市病院事業会計予算	4 5
14. 令和8年度大垣市水道事業会計予算	4 9
15. 令和8年度大垣市簡易水道事業会計予算	5 1
16. 令和8年度大垣市公共下水道事業会計予算	5 3
17. 令和8年度大垣市特定環境保全公共下水道事業会計予算	5 7
18. 令和8年度大垣市農業集落排水事業会計予算	6 1

令和 8 年 度 予 算 総 括 表

(単位：千円)

会 計 名		本 年 度	前 年 度	比 較	摘 要
一 般 会 計		72,280,000	70,360,000	1,920,000	
特 別 会 計	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	202,100	251,100	△ 49,000	
	国 民 健 康 保 険 事 業	13,874,000	13,924,000	△ 50,000	
	国 民 健 康 保 険 直 営 診 療 施 設 事 業	34,500	37,500	△ 3,000	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	3,317,800	2,990,100	327,700	
	介 護 保 険 事 業	15,669,000	15,513,000	156,000	
	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業	135,100	143,500	△ 8,400	
	駐 車 場 事 業	123,200	85,400	37,800	
	競 輪 事 業	34,800,000	31,340,000	3,460,000	
	牧 田 財 産 区	4,100	7,600	△ 3,500	
	一 之 瀬 財 産 区	300	300	0	
	時 財 産 区	8,900	1,500	7,400	
	小 計	68,169,000	64,294,000	3,875,000	
	企 業 会 計	病 院 事 業	46,631,000	42,751,000	3,880,000
水 道 事 業		3,308,000	3,182,000	126,000	
簡 易 水 道 事 業		276,200	246,000	30,200	
公 共 下 水 道 事 業		6,706,000	6,955,000	△ 249,000	
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業		354,200	383,600	△ 29,400	
農 業 集 落 排 水 事 業		112,600	114,400	△ 1,800	
小 計		57,388,000	53,632,000	3,756,000	
合 計		197,837,000	188,286,000	9,551,000	

議 第 2 号

令和 8 年度大垣市一般会計予算

令和 8 年度大垣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,280,000 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市 税		29,410,000
	1. 市 民 税	11,976,000
	2. 固 定 資 産 税	13,729,000
	3. 軽 自 動 車 税	492,000
	4. 市 た ば こ 税	1,001,000
	5. 鉱 産 税	3,000
	6. 都 市 計 画 税	2,209,000
2. 地 方 譲 与 税		599,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	115,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	450,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	34,000
3. 利 子 割 交 付 金		24,000
	1. 利 子 割 交 付 金	24,000
4. 配 当 割 交 付 金		337,000
	1. 配 当 割 交 付 金	337,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		320,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	320,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		432,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	432,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		5,038,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	5,038,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		35,000
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	35,000

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	金額
9. 環境性能割交付金		1,000
	1. 環境性能割交付金	1,000
10. 地方特例交付金		310,000
	1. 地方特例交付金	307,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	3,000
11. 地方交付税		4,400,000
	1. 地方交付税	4,400,000
12. 交通安全対策特別交付金		18,000
	1. 交通安全対策特別交付金	18,000
13. 分担金及び負担金		203,383
	1. 分担金	2,850
	2. 負担金	200,533
14. 使用料及び手数料		1,301,440
	1. 使用料	775,550
	2. 手数料	525,890
15. 国庫支出金		10,969,060
	1. 国庫負担金	8,381,683
	2. 国庫補助金	2,553,221
	3. 委託金	34,156
16. 県支出金		5,213,280
	1. 県負担金	3,078,299
	2. 県補助金	1,700,599
	3. 委託金	434,382

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	金額
17. 財 産 収 入		360,720
	1. 財 産 運 用 収 入	279,720
	2. 財 産 売 払 収 入	81,000
18. 寄 附 金		833,460
	1. 寄 附 金	833,460
19. 繰 入 金		3,107,640
	1. 繰 入 金	3,107,640
20. 繰 越 金		1,200,000
	1. 繰 越 金	1,200,000
21. 諸 収 入		3,271,917
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	45,020
	2. 市 預 金 利 子	5,103
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	1,329,610
	4. 受 託 事 業 収 入	7,433
	5. 収 益 事 業 収 入	400,000
	6. 雑 入	1,484,751
22. 市 債		4,895,100
	1. 市 債	4,895,100
歳 入 合 計		72,280,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		348,230
	1. 議 会 費	348,230
2. 総 務 費		7,555,820
	1. 総 務 管 理 費	5,570,960
	2. 市 民 活 動 費	732,030
	3. 徴 税 費	824,420
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	298,500
	5. 選 挙 費	59,620
	6. 統 計 調 査 費	28,990
	7. 監 査 委 員 費	40,800
	8. 繰 出 金	500
3. 民 生 費		28,207,310
	1. 社 会 福 祉 費	5,906,670
	2. 老 人 福 祉 費	3,097,060
	3. 児 童 福 祉 費	12,965,690
	4. 生 活 保 護 費	2,059,350
	5. 国 民 年 金 費	28,390
	6. 災 害 救 助 費	13,500
	7. 繰 出 金	4,136,650
4. 衛 生 費		5,082,500
	1. 保 健 衛 生 費	2,257,980
	2. 清 掃 費	2,824,520
5. 労 働 費		207,730

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 労働諸費	207,730
6. 農林水産業費		943,120
	1. 農業費	263,840
	2. 畜産業費	10,940
	3. 林業費	133,680
	4. 土地改良費	534,660
7. 商工費		2,421,150
	1. 商工費	2,408,650
	2. 繰出金	12,500
8. 土木費		8,391,880
	1. 土木管理費	249,370
	2. 道路橋りょう費	1,869,920
	3. 河川水路費	1,083,870
	4. 都市計画費	4,442,580
	5. 住宅費	720,740
	6. 繰出金	25,400
9. 消防費		2,166,840
	1. 消防費	2,166,840
10. 教育費		8,654,910
	1. 教育総務費	1,133,190
	2. 小学校費	2,033,680
	3. 中学校費	593,400
	4. 幼稚園費	106,460

(単位：千円)

款	項	金額
	5. 社会教育費	2,366,840
	6. 保健体育費	2,421,340
11. 公債費		5,813,800
	1. 公債費	5,813,800
12. 諸支出金		2,446,710
	1. 諸費	2,446,710
13. 予備費		40,000
	1. 予備費	40,000
歳出	合計	72,280,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁内デジタル基盤再構築事業	令和9年度～令和13年度	368,500
県情報セキュリティクラウド運営費負担金	令和9年度～令和13年度	64,500
墨俣地域事務所長寿命化事業	令和9年度	140,000
公営ポスター掲示場設置等委託	令和9年度	3,700
中川ふれあいセンター長寿命化事業	令和9年度	104,000
塵芥収集車購入事業	令和9年度	39,200
工場等設置事業補助金	令和9年度～令和12年度	220,273
道路維持補修事業	令和9年度	40,000
修景施設管理委託	令和9年度	14,300
主要幹線排水路改良事業	令和9年度	46,000
大垣西インターチェンジ周辺道の駅等推進事業	令和9年度～令和10年度	572,500
地区計画事業	令和9年度	15,800
中野公園整備事業	令和9年度	77,000
和合北公園整備事業	令和9年度	80,000
街路整備関連事業	令和9年度	149,000
子育て世代等住宅取得支援利子補給	令和9年度～令和10年度	66,000
学習館・文化会館長寿命化事業	令和9年度	119,400
青年の家長寿命化事業	令和9年度	42,600
留守家庭児童教室運営委託	令和9年度～令和11年度	27,000
ふるさと魅力体験事業	令和9年度	3,500
武道館長寿命化事業	令和9年度	81,900
北公園野球場・陸上競技場長寿命化事業	令和9年度～令和10年度	400,000
総合体育館空調機整備事業	令和9年度	256,000

【一般会計】

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
北部学校給食センター整備事業	令和9年度	30,000
養老華園管理委託	令和9年度～令和10年度	242,100
ケアハウスお勝山管理委託	令和9年度～令和10年度	38,500
牧野華園管理委託	令和9年度～令和10年度	397,200
金融機関の大垣市土地開発公社に対する貸付金の債務保証	令和8年度～令和11年度	4,534,000
公共用地等の取得費	令和9年度～令和13年度	5,020,100

【一般会計】

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報工房整備事業	15,000	普通貸借又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には借 入先と協定し、そ の条件に従うもの とする。 ただし、市財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、若しく は、繰上償還又は 低利に借り換える ことができる。
地域事務所整備事業	4,100			
防災施設整備事業	3,500			
公共施設等解体事業	134,600			
地区センター整備事業	22,500			
社会福祉施設整備事業	132,600			
老人福祉施設整備事業	143,100			
保育所施設整備事業	65,300			
認定こども園建設事業	178,100			
救護施設整備事業	43,300			
災害援護事業	2,500			
保健センター整備事業	93,400			
斎場施設整備事業	13,500			
労務対策施設整備事業	101,700			
治山林道整備事業	19,000			
市行造林事業	12,300			
土地改良事業	98,200			
道路整備事業	849,800			
排水施設等整備事業	297,000			
道の駅等整備事業	5,700			
都市景観整備事業	6,000			
地域鉄道対策事業	8,700			
市街地再開発事業	483,300			

【一般会計】

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駅周辺施設整備事業	45,100			
公園・緑地等整備事業	180,100			
公営住宅整備等事業	156,000			
消防施設等整備事業	46,400			
学校教育施設整備事業	919,800			
学習館・文化会館整備事業	331,100			
墨俣さくら会館整備事業	106,200			
青年の家整備事業	86,000			
留守家庭児童教室施設整備支援事業	6,400			
日本昭和音楽村整備事業	29,500			
体育施設整備事業	255,300			
計	4,895,100			

議 第 3 号

令和 8 年度大垣市公共用地先行取得事業会計予算

令和 8 年度大垣市の公共用地先行取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 202,100 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 繰 入 金		202,100
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	500
	2. 基 金 繰 入 金	201,600
歳 入 合 計		202,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 公 債 費		202,100
	1. 公 債 費	202,100
歳 出 合 計		202,100

議 第 4 号

令和 8 年度大垣市国民健康保険事業会計予算

令和 8 年度大垣市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,874,000 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		2,771,600
	1. 国民健康保険料	2,771,600
2. 使用料及び手数料		1,500
	1. 手 数 料	1,500
3. 県 支 出 金		9,708,530
	1. 県 補 助 金	9,708,530
4. 財 産 収 入		4,600
	1. 財 産 運 用 収 入	4,600
5. 繰 入 金		1,121,440
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,110,340
	2. 基 金 繰 入 金	11,100
6. 繰 越 金		246,850
	1. 繰 越 金	246,850
7. 諸 収 入		19,480
	1. 雑 入	19,480
歳 入 合 計		13,874,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		244,870
	1. 総 務 管 理 費	244,490
	2. 運 営 協 議 会 費	380
2. 保 険 給 付 費		9,552,130
	1. 療 養 諸 費	8,235,000
	2. 高 額 療 養 費	1,263,000
	3. 移 送 費	100
	4. 出 産 育 児 諸 費	42,030
	5. 葬 祭 給 付 費	12,000
3. 国民健康保険事業費納付金		3,937,000
	1. 医 療 給 付 費	2,660,000
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金	896,000
	3. 介 護 納 付 金	291,000
	4. 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金	90,000
4. 保 健 事 業 費		140,000
	1. 保 健 事 業 費	140,000
歳 出	合 計	13,874,000

議 第 5 号

令和 8 年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算

令和 8 年度大垣市の国民健康保険直営診療施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,500 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 診 療 収 入		14,000
	1. 外 来 収 入	14,000
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		100
	1. 手 数 料	100
3. 繰 入 金		14,900
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	9,300
	2. 国 民 健 康 保 険 事 業 会 計 繰 入 金	5,600
4. 諸 収 入		5,500
	1. 雑 入	5,500
歳 入 合 計		34,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		19,970
	1. 施 設 管 理 費	19,970
2. 医 業 費		13,530
	1. 医 業 費	13,530
3. 予 備 費		1,000
	1. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		34,500

議 第 6 号

令和 8 年度大垣市後期高齢者医療事業会計予算

令和 8 年度大垣市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,317,800 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		2,549,700
	1. 後期高齢者医療保険料	2,549,700
2. 使用料及び手数料		200
	1. 手 数 料	200
3. 繰 入 金		651,300
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	651,300
4. 繰 越 金		107,600
	1. 繰 越 金	107,600
5. 諸 収 入		9,000
	1. 雑 入	9,000
歳 入 合 計		3,317,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		45,000
	1. 総 務 管 理 費	45,000
2. 広 域 連 合 負 担 金		3,272,800
	1. 広 域 連 合 負 担 金	3,272,800
歳 出 合 計		3,317,800

議 第 7 号

令和 8 年度大垣市介護保険事業会計予算

令和 8 年度大垣市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,669,000 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		3,409,300
	1. 介 護 保 険 料	3,409,300
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		400
	1. 手 数 料	400
3. 国 庫 支 出 金		3,493,920
	1. 国 庫 負 担 金	2,689,320
	2. 国 庫 補 助 金	804,600
4. 支 払 基 金 交 付 金		4,084,910
	1. 支 払 基 金 交 付 金	4,084,910
5. 県 支 出 金		2,132,890
	1. 県 負 担 金	2,059,690
	2. 県 補 助 金	73,200
6. 繰 入 金		2,365,710
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,365,710
7. 繰 越 金		181,000
	1. 繰 越 金	181,000
8. 諸 収 入		870
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	30
	2. 雑 入	840
歳 入	合 計	15,669,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		340,740
	1. 総 務 管 理 費	205,440
	2. 介 護 認 定 審 査 会 費	135,300
2. 保 険 給 付 費		14,612,400
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	14,612,400
3. 地 域 支 援 事 業 費		560,910
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	500,040
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	13,240
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	47,630
4. 保 健 福 祉 事 業 費		30,000
	1. 保 健 福 祉 事 業 費	30,000
5. 予 備 費		80,000
	1. 予 備 費	80,000
6. 諸 支 出 金		44,950
	1. 繰 出 金	44,950
歳 出 合 計		15,669,000

議 第 8 号

令和 8 年度大垣市公設地方卸売市場事業会計予算

令和 8 年度大垣市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 135,100 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市場事業収入		34,700
	1. 市場事業収入	34,700
2. 繰入金		12,500
	1. 一般会計繰入金	12,500
3. 市債		87,900
	1. 市債	87,900
歳入合計		135,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市場事業費		134,000
	1. 市場事業費	134,000
2. 公債費		1,100
	1. 公債費	1,100
歳出合計		135,100

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場整備事業	87,900	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

議 第 9 号

令和 8 年度大垣市駐車場事業会計予算

令和 8 年度大垣市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123,200 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 駐 車 場 事 業 収 入		50,600
	1. 駐 車 場 事 業 収 入	50,600
2. 財 産 収 入		1,000
	1. 財 産 運 用 収 入	1,000
3. 繰 入 金		33,400
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	25,400
	2. 基 金 繰 入 金	8,000
4. 市 債		38,200
	1. 市 債	38,200
歳 入 合 計		123,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 駐 車 場 事 業 費		115,940
	1. 駐 車 場 事 業 費	115,940
2. 公 債 費		7,260
	1. 公 債 費	7,260
歳 出 合 計		123,200

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
東外側駐車場長寿命化事業	令和9年度	88,000

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場整備事業	38,200	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

議 第 10 号

令 和 8 年 度 大 垣 市 競 輪 事 業 会 計 予 算

令和 8 年度大垣市の競輪事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,800,000 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令 和 8 年 3 月 2 日 提 出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 競 輪 事 業 収 入		33,834,600
	1. 競 輪 事 業 収 入	33,834,600
2. 国 庫 支 出 金		38,500
	1. 国 庫 補 助 金	38,500
3. 繰 入 金		926,900
	1. 繰 入 金	926,900
歳 入	合 計	34,800,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 競 輪 事 業 費		34,379,600
	1. 総 務 管 理 費	1,594,000
	2. 競 輪 開 催 費	32,785,600
2. 公 債 費		20,400
	1. 公 債 費	20,400
3. 諸 支 出 金		400,000
	1. 一 般 会 計 繰 出 金	400,000
歳 出	合 計	34,800,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
東 公 園 整 備 事 業	令 和 9 年 度	100,000

議 第 11 号

令和 8 年度大垣市牧田財産区会計予算

令和 8 年度大垣市の牧田財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,100 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 財 産 収 入		3,670
	1. 財 産 運 用 収 入	2,670
	2. 財 産 売 払 収 入	1,000
2. 繰 越 金		80
	1. 繰 越 金	80
3. 諸 収 入		350
	1. 市 預 金 利 子	10
	2. 雑 入	340
歳 入 合 計		4,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		4,100
	1. 総 務 管 理 費	4,100
歳 出 合 計		4,100

議 第 12 号

令 和 8 年 度 大 垣 市 一 之 瀬 財 産 区 会 計 予 算

令和 8 年度大垣市の一之瀬財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 繰越金		200
	1. 繰越金	200
2. 諸収入		100
	1. 市預金利子	10
	2. 雑入	90
歳入合計		300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		300
	1. 総務管理費	300
歳出合計		300

議 第 13 号

令和 8 年度大垣市時財産区会計予算

令和 8 年度大垣市の時財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,900 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 財 産 収 入		8,790
	1. 財 産 運 用 収 入	6,240
	2. 財 産 売 払 収 入	2,550
2. 繰 越 金		50
	1. 繰 越 金	50
3. 諸 収 入		60
	1. 市 預 金 利 子	10
	2. 雑 入	50
歳 入 合 計		8,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		8,900
	1. 総 務 管 理 費	8,900
歳 出 合 計		8,900

議 第 14 号

令和 8 年度大垣市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病 床 数	817	床
(2)	年 間 患 者 数		
	イ 入 院 患 者	205,000	人
	ロ 外 来 患 者	444,200	人
(3)	一 日 平 均 患 者 数		
	イ 入 院 患 者	562	人
	ロ 外 来 患 者	1,843	人
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業		
	イ 新エネルギーセンター棟改築事業	4,053,000	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	病 院 事 業 収 益	38,669,000	千円
第 1 項	病 院 医 業 収 益	37,649,600	千円
第 2 項	病 院 医 業 外 収 益	1,018,400	千円
第 3 項	特 別 利 益	1,000	千円
		支	出
第 1 款	病 院 事 業 費 用	38,669,000	千円
第 1 項	病 院 医 業 費 用	38,059,100	千円
第 2 項	病 院 医 業 外 費 用	289,000	千円
第 3 項	特 別 損 失	310,900	千円
第 4 項	予 備 費	10,000	千円

【病院事業会計】

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,062,000 千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,426 千円、過年度分損益勘定留保資金 5,074,107 千円及び当年度分損益勘定留保資金 984,467 千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入		1,900,000	千円
第1項	企業債		1,839,000	千円
第2項	補助金		200	千円
第3項	貸付金返還金		60,000	千円
第4項	寄附金		800	千円
		支	出	
第1款	資本的支出		7,962,000	千円
第1項	建設改良費		7,223,700	千円
第2項	企業債償還金		288,000	千円
第3項	貸付金		49,200	千円
第4項	投資		400,800	千円
第5項	補助金返還金		300	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
市民病院照明器具LED化事業		令和9年度	～令和18年度	666,000		千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新エネルギー センター棟 改築事業	1,839,000千円	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の融資条件 による。ただし、 必要に応じて繰上 償還をすることが できる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職員給与費	16,048,100	千円
(2)	交際費	400	千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、15,322,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1	取得する資産	器械備品	
		医療情報総合システム	一式
		放射線治療装置	一式
		生化学・免疫分析装置及び搬送システム	一式
		乳房X線撮影装置	一式
		人工呼吸器	3台
		内視鏡カメラシステム	一式

令和 8 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 石 田 仁

議 第 15 号

令和 8 年度大垣市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	65,500	戸
(2)	年 間 総 給 水 量	18,100,000	m ³
(3)	一 日 平 均 給 水 量	49,589	m ³
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業		
	イ 赤坂新田、船町ほか配水管布設替事業	826,000	千円
	ロ 西崎水源地ほか原水及び浄水施設建設改良事業	41,600	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	水 道 事 業 収 益	2,281,000	千円
第 1 項	営 業 収 益	1,981,600	千円
第 2 項	営 業 外 収 益	299,400	千円
		支	出
第 1 款	水 道 事 業 費 用	2,016,000	千円
第 1 項	営 業 費 用	1,921,000	千円
第 2 項	営 業 外 費 用	94,500	千円
第 3 項	予 備 費	500	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,242,000 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57,142 千円、減債積立金 32,270 千円、建設改良積立金 200,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 757,060 千円及び当年度分損益勘定留保資金 195,528 千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資 本 的 収 入			50,000 千円
第1項	負 担 金			50,000 千円
		支	出	
第1款	資 本 的 支 出			1,292,000 千円
第1項	建 設 改 良 費			999,700 千円
第2項	企 業 債 償 還 金			292,300 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管布設・布設替事業	令和9年度	74,000 千円
赤坂水源地改良設計委託	令和9年度～令和10年度	62,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 280,220 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、55,000千円と定める。

令和8年3月2日 提出

大 垣 市 長 石 田 仁

議 第 16 号

令和 8 年度大垣市簡易水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	2,000	戸
(2)	年 間 総 給 水 量	566,500	m ³
(3)	一 日 平 均 給 水 量	1,552	m ³
(4)	主要な建設改良事業		
	イ 上石津町牧田ほか配水管布設替事業	32,400	千円
	ロ 牧田浄水場ほか原水及び浄水施設建設改良事業	38,300	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	簡易水道事業収益	158,600	千円
第 1 項	営 業 収 益	72,300	千円
第 2 項	営 業 外 収 益	86,300	千円
		支	出
第 1 款	簡易水道事業費用	152,900	千円
第 1 項	営 業 費 用	140,960	千円
第 2 項	営 業 外 費 用	11,940	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 67,700 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,591 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,685 千円及び当年度分損益勘定留保資金 58,424 千円で補てんするものとする。）。

収		入	
第1款	資本的収入	55,600	千円
第1項	企業債	39,000	千円
第2項	出資金	7,400	千円
第3項	負担金	9,200	千円
支		出	
第1款	資本的支出	123,300	千円
第1項	建設改良費	72,900	千円
第2項	企業債償還金	50,400	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道建設事業	39,000千円	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の融資条件 による。ただし、 必要に応じて繰上 償還をすることが できる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 営業助成の補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、37,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石田 仁

議 第 17 号

令和 8 年度大垣市公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	水 洗 化 世 帯 数	57,000	戸
(2)	年 間 総 処 理 水 量	23,400,000	m ³
(3)	一 日 平 均 処 理 水 量	64,110	m ³
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業		
	イ 栗屋町、本町ほか汚水施設建設改良事業	249,200	千円
	ロ 築捨町雨水施設建設改良事業	96,600	千円
	ハ 終末処理施設建設改良事業	116,200	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益	4,040,000	千円
第 1 項	営 業 収 益	2,321,600	千円
第 2 項	営 業 外 収 益	1,718,400	千円
		支	出
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用	3,983,000	千円
第 1 項	営 業 費 用	3,518,500	千円
第 2 項	営 業 外 費 用	464,000	千円
第 3 項	予 備 費	500	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,685,000 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,486 千円、過年度分損益勘定留保資金 156,655 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,512,859 千円で補てんするものとする。）。

【公共下水道事業会計】

		収	入	
第1款	資 本 的 収 入			1,038,000 千円
第1項	企 業 債			604,600 千円
第2項	補 助 金			89,200 千円
第3項	出 資 金			289,600 千円
第4項	負 担 金 等			54,500 千円
第5項	手 数 料			100 千円
		支	出	
第1款	資 本 的 支 出			2,723,000 千円
第1項	建 設 改 良 費			645,700 千円
第2項	企 業 債 償 還 金			2,077,300 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金利子補給	令和9年度～令和13年度	629 千円
本今ポンプ場受変電設備改築事業	令和9年度	30,800 千円
浄化センター監視制御設備改築事業	令和9年度	47,600 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	404,600千円	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の融資条件 による。ただし、 必要に応じて繰上 償還をすることが できる。
資本費平準化債	200,000千円			
計	604,600千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 324,300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成の補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、310,400千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石田 仁

議 第 18 号

令和 8 年度大垣市特定環境保全公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度特定環境保全公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	水洗化世帯数	1,190	戸
(2)	年間総処理水量	350,800	m ³
(3)	一日平均処理水量	961	m ³
(4)	主要な建設改良事業		
	イ 上石津町牧田ほか汚水施設建設改良事業	10,600	千円
	ロ 終末処理施設建設改良事業	3,000	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	下水道事業収益	223,600	千円
第 1 項	営業収益	71,940	千円
第 2 項	営業外収益	151,660	千円
		支	出
第 1 款	下水道事業費用	223,300	千円
第 1 項	営業費用	212,120	千円
第 2 項	営業外費用	11,180	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 56,200 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 995 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,863 千円及び当年度分損益勘定留保資金 52,342 千円で補てんするものとする。）。

収 入			
第1款	資 本 的 収 入	74,700	千円
第1項	企 業 債	10,500	千円
第2項	補 助 金	2,300	千円
第3項	出 資 金	61,500	千円
第4項	負 担 金 等	350	千円
第5項	手 数 料	50	千円
支 出			
第1款	資 本 的 支 出	130,900	千円
第1項	建 設 改 良 費	13,650	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	117,250	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	10,500千円	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の融資条件 による。ただし、 必要に応じて繰上 償還をすることが できる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 9,790 千円

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成の補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35,310千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、500千円と定める。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

議 第 19 号

令和 8 年度大垣市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	水洗化世帯数	330	戸
(2)	年間総処理水量	79,000	m ³
(3)	一日平均処理水量	216	m ³
(4)	主要な建設改良事業		
	イ 上石津町細野汚水施設建設改良事業	3,000	千円
	ロ 終末処理施設建設改良事業	1,000	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	下水道事業収益	79,200	千円
第 1 項	営業収益	19,110	千円
第 2 項	営業外収益	60,090	千円
		支	出
第 1 款	下水道事業費用	78,900	千円
第 1 項	営業費用	75,680	千円
第 2 項	営業外費用	3,220	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,000 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 332 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,419 千円及び当年度分損益勘定留保資金 13,249 千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資 本 的 収 入			18,700 千円
第1項	企 業 債			3,800 千円
第2項	出 資 金			14,540 千円
第3項	負 担 金 等			350 千円
第4項	手 数 料			10 千円
		支	出	
第1款	資 本 的 支 出			33,700 千円
第1項	建 設 改 良 費			4,080 千円
第2項	企 業 債 償 還 金			29,620 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	3,800千円	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の融資条件 による。ただし、 必要に応じて繰上 償還をすることが できる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、15,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 8,750 千円

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成の補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、22,780千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、400千円と定める。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

